## 地域団体商標「宇治ほうじ茶」について

令和4年1月20日

## 1. 類似商標について

「商標の類似」とは、「同一または類似する商品・役務に使用すると需要者が出所の混同をするほど商標が似ている」というものになります。

昨今の商標状況から、特許庁が類似商標と判断する事例が減少しているという指摘がございましたので、京都国際特許事務所に確認致しました。

おそらく普通商標についての昨今の状況かと思いますが、これは今回の地域団体商標には 当てはまりません。

上記、枠内の回答をいただいております。

「宇治ほうじ茶」と「宇治焙じ茶」は、地域団体商標では類似商標として判断されるということから、どちらかの申請で進めさせていただきます。

しかし、普通商標では類似商標として認められない可能性もございますので、どちらかを 登録後に申請状況等を確認しつつ、特許庁へ「宇治ほうじ茶」「宇治焙じ茶」の類似商標か を継続して確認を行っていくことと致します。

## 2. 「宇治ほうじ茶」と「宇治焙じ茶」の登録申請について

地域団体商標が登録されるためには、出願団体(組合)又はその構成員(組合員)の使用 により、一定の地理的範囲の需要者(最終消費者又は取引事業者)に知られていることが客 観的事実(販売数量、新聞報道など)によって、証明できることが必要となります。

出願書類に記載された商標(=登録する商標)と、証拠資料に記載された商標は同一でなければならず、例えば平仮名「宇治ほうじ茶」で出願した場合、漢字「宇治焙じ茶」の資料は証拠とは認められません。よりよく使っている方で申請を進めていきたいと考えており、インターネット検索や組合員の店舗などで多くみかけるのが、「宇治ほうじ茶」になります。

以上